

「農業委員会」は、こんな活動をしています！

農地を守り活かす
農業委員会

◆農地の貸借、売買、転用などの審議を行い、許可を出します。※申請は、毎月10日が締め切りで、翌月には審査結果が出ます。

こんな時は、
お手続きが
必要です。

- ・農地を新たに取得し、農業の規模を大きくしたい。
- ・農地を資材置き場や、駐車場、残土置き場などにしたい。
- ・農地に、家やアパートを建てたい。
- ・「農地を売って欲しい」と言われた。

(一時的に農地以外に利用する場合でも、許可が必要となります。)



農地の相談と
違反転用をみつけたら
農業委員会へ！

◆地域農業の振興計画、方針について意見を述べたり、「農業施策に関する要望書」を提出し、施策の改善提案を行います。



市へ「農業施策に関する要望書」を提出

◆農業の担い手確保と、育成の推進

新規に農業へ参入するにあたり、相談や農地の斡旋等の支援を実施しています。

◆農地のマッチングへの取り組み

農地を貸したい、借りたい方の相談等を受け、人と農地を結ぶ活動を行っています。

加入促進

農業者年金で老後に安心を

三つの
加入要件

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金第1号保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事

農業者年金の強み

1. 少子高齢化に強い「積立方式」
2. 自由な保険料設定(月額2万円～6万7千円)
3. 終身年金で80歳まで保証
5. 国庫補助(40歳未満の認定農業者・新規就農者等)

◆農地相談会を開催しています。
(例年、12～3月の間)

相談例

- ・今まで耕作していたができなくなった。
- ・農地を相続したが耕作できない。
- ・畑を持っていないが耕作したい。
- ・どのような作物が適しているか聞きたい。

※直接、農業委員会においても相談を受け付けています。

◆遊休農地の発生防止と解消を目的とした「農地パトロール」の実施。(7～9月の間)

農地を適正に管理しないと、雑草が生い茂り、病害虫が発生する原因となります。また、イノシシ、鹿などの野生動物が侵入する経路となるなど、周囲の耕作地に悪影響を及ぼしたり、火災の発生要因となることもあります。



農地は荒らさず、
適正に管理いただくようお願いします。

農地が一度、荒れてしまうと、元の状態に戻すためには、多額の費用と時間が必要です。個人の財産であると共に、地域の財産でもある、美しい景観や防災機能を保持していくため、みんなで農地を守っていきましょう。



農地パトロールの様子



お米は体を動かす
エネルギーの源！

お米には炭水化物やたんぱく質、ビタミン、ミネラル、食物繊維、でんぷんなどのいろいろな栄養素が含まれています。ゆっくりと消化、吸収されるので、お腹がすきにくく腹もちがいいと言われています。食料を輸入に頼っている日本ですが、お米に関しては100%に近い自給率を維持しており、食料安全保障の要であることから、私たちに不可欠な作物です。

農業振興に向けて

農業従事者の高齢化が急加速で進んでおり、その結果として、担い手不足や、耕作放棄地の面積が増加しています。

農業を取り囲む環境は、一層厳しいものとなっていますが、課題解決に向けて、関係機関と連携しながら、農地の最適化に向けた取り組みを進めていきます。

「農地をどのように活かしていくか」という点に焦点を絞り、多様な担い手が共存・協働する持続可能な農業農村づくりへ向けた活動を進めていきます。

本市農業の振興と持続的発展に力を注ぎながら、農業委員の活動が、地域農業の将来を見据えた取り組みとなるよう、市民の皆様より、お力添えをいただこうお願いします。



上田市農業委員会 会長 伊藤 利孝